

特報第1号

『財政再建計画の承認申請』を自治大臣承認

1、自治大臣が承認するまでの経過の概要

- (1) 昭和56年9月25日 『準用再建の申し出』を定例町議会で可決
- (2) 全 年12月16日 『準用再建申し出』を自治大臣に申請
- (3) 全 年12月^{18日}_{19日} 『財政再建計画案』を町議会全員協議会で慎重審議
- (4) 全 年12月24日 『準用再建の指定日』を自治大臣から指定
- (5) 全 年12月25日 『財政再建計画』を定例町議会で可決
- (6) 全 年12月26日 『財政再建計画の承認』を自治大臣に申請
- (7) 昭和57年1月8日 『財政再建計画』を自治大臣が承認

以上のような経過をたどり、金田町は正式に財政再建団体として、昭和56年度から65年度までの10ヶ年間財政再建に努めることになりましたので、次のとおり再建計画の概要を申し上げ、町民皆様方の深い御理解と御協力をお願い申し上げる次第で御座居ます。

2、財政再建計画の骨格

財政再建の基本方針は後ほど述べますが、その前に本町が10年間で再建を行う基本的な考えの一端を申し上げますと、準用再建団体になった場合は前年度の赤字額を再建当初年度から計画年度内で解消していくのが通常ですが、本町の場合は前年度の赤字を解消できず、逆に数年間は赤字が年々増加するという、極めて財政構造が悪いため国、県に特段の御配慮を願い、次のような財政再建の方策措置を願った。

公債費（借金）負担を軽減し、赤字解消を早めるため国、県の特別な御配慮によりまして、10億円（56年度5億円、57年度5億円）を無利子で10年均等償還（うち5年間据置）の特別融資をしていただくことになりました。

- (1) 土地開発公社の所有地を一般財源で町が買い上げ赤字要素とする。
- (2) 地方債（借金）を繰り上げて返済し、赤字解消を早める。
- (3) 人件費及び職員数の適正化を図り、経常収支比率を下げる。
- (4) 赤字額が昭和56年度を最高として、57年度から赤字を計画的に解消する。
- (5) 赤字を解消することによって前年度の赤字額から赤字解消した額に一定の定率を乗じた額が特別交付税に加算される。

このような措置をすることによって、昭和56年度において10億9千万円の赤字が生じますが、昭和65年度の再建終了年度には約9百万円の黒字になる計画でございます。

3、昭和56年度に 10億9千万円 の赤字になった内容

- (1) 昭和55年度赤字額 ----- 2億9千9百万円
（この赤字額は普通会計であり、一般会計では3億2千3百万円です。普通会計とは、一般会計と同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計を併せたものをいいます。）

(2) 土地開発公社用地を町が買い上げる費用 **1億8千百万円**
(公社が町営住宅建設用地として先行取得していた土地に、今後10年間の再建期間内で町営住宅の建設が不可能でありますので、町が買い上げ個人住宅用地等勘案して適正価格により処分する)

(3) 国が許可した地方債(借金)の中で、市中銀行等で借りている借金を返済する費用 **3億3千7百万円**

(4) 転員数の減員を図るため、勸奨退転予定者に対する退転金の特例加算分 **3千万円**
(国が退転手当債を認めてくれた以外の費用)

(5) 昭和56年度の経常赤字額 **2億4千3百万円**
(歳入一般財源が歳出一般財源に不足する額)

4、財政再建計画について

財政再建計画書

第1 財政の再建の期間

昭和56年度から昭和65年度まで10年間

第2 財政の再建の基本方針

国の高度経済成長と歩調を合せて、当町も住民福祉の向上を図るべく諸事業を積極的に推進してきた。これに伴い行政各方面の経費は増大の一途をたどり、各種施設の維持管理費の増加、行政需要の増大に伴う物件費、補助費等の累増、転員数の増等による人件費の増加、社会保障関係経費の増大となって表われている。しかるに当町は自主財源に乏しく財政基盤が脆弱であり、また産炭地域であるため特別な財政需要もあり、その財源の多くを地方債等の依存財源に求めてきたが、第一次オイルショックを契機として収入の根源である町税、地方交付税等の一般財源の伸びが鈍化し、その傾向は一段と強まった。そのため近時公債費の累増が著しく財政は極度に硬直化し極めて憂慮すべき状態となっている。このため、ここにおいて過去の行財政運営上の問題点を反省し、速やかにこれが対策を樹立して計画的に、町の行財政の正常化と財政基盤の強化を図り、もって地方自治の本旨に基づいた健全な財政運営を行うことにより、地域住民の福祉の向上を図ることを目的として財政の再建を行うものである

1、総括的事項

- (1) 職員の適正配置に関する方針
機構の簡素合理化、転員の適正配置、事務処理の合理化等によって行政執行の能率化に努める。
- (2) 予算編成及び執行に関する方針
 - ア、標準財政規模を勘案し財政規模の膨張を極力抑制する。
 - イ、財政構造の改善に努力し収支の均衡を確保する。
 - ウ、公債比負担の軽減を図るため極力地方債の繰り上げ償還を行ない、財政体質の早期改善に努める。
 - エ、経常財源による支出を基本とし、特定財源を伴う支出等は財源の確定をまって執行し、確実な資金計画の立案と厳正な予算執行を図る等、歳入欠陥の防止に努める。
 - オ、物品等は集中管理を行い経費の節減に努める。

第3 財政の再建に必要な具体的措置

1、歳入に関する事項

- (1) 税収入に関する事項
 - ア、課税容体及び課税標準の適確な把握につとめ、課税の公平を一層期する。
 - イ、納期内の自主納税を促進し、徴収率の向上を図るため納税者の税に対する理解を深め、合理的な計画徴収につとめるとともに、早急に徴税体制を整備し、事務能率の向上につとめる。
 - ウ、滞納原因の調査を徹底し適時適策を講じ、悪質滞納者については法規に基づき厳正な処分を実施し、滞納分の整理を行う。

(2) 税外収入に関する事項

ア、使用料は、それぞれ対応する経費のバランスを考慮して公正妥当な料金に改正し、又国の基準等の定めがある使用料等については、可能な限り適正な使用料等を徴収し、町の貸付に係る土地、施設等についても、一定の使用料を徴収するよう改正を行う。

イ、手数料は、地方公共団体手数料令に基づくものは、その額とし、それ以外のものには所要経費との関連を考慮し、適正な額を徴収する。

(3) 財産収入に関する事項

ア、遊休用地及びその他町有財産の可処分資産等について調査を行ない、積極的な処分を図る。

イ、町営住宅の払い下げ、工場団地及び金田町土地開発公社所有の用地等を処分し、赤字解消に努める。

(4) 受益者負担に関する事項

事業の性質により必要な場合は、受益の度合等をよく検討し、受益者負担金を徴収する。

(5) 地方債に関する事項

地方債の発行に当っては、将来の償還を充分考慮し抑制に努める。

(6) その他の収入に関する事項

各種貸付金の回収については、最も合理的な方法で完全回収を目指し、特に住宅新築改修資金等の回収については充分留意し回収率の向上を図る。

2、歳出に関する事項

管理的経費は必要最少限度の支出に止め、人件費及び行政的経費は国、又は類似団体の水準を考慮しつつ、次の様な措置を講ずる

(1) 人件費に関する事項

ア、取員数については、退取による減員を図り取員配置の適正化、事務処理の合理化等に努め類似団体並の取員数にする。

イ、特別取の報酬等については、類似団体の状況を勘案して定め、三役については調整手当を廃止する。

ウ、取員の給与は、国家公務員の給与に準ずるものとする。そのため行政取及び労務取給料表を国家公務員に準じて5等級制及び4等級制にそれぞれ改める。

標準取表を改正し、ワタリを是正する。

エ、諸手当については、国の基準により見直しを行う。

オ、超過勤務手当は、現行の $\frac{6}{100}$ を $\frac{3}{100}$ の範囲内に改める（但し災害等による場合は除く）

カ、管理取手当は、現行の $\frac{10}{100}$ を $\frac{7}{100}$ に削減する。

キ、財政再建のために退取する者に対し退取優遇措置を講ずる。

(2) 物件費に関する事項

ア、賃金については、その業務内容を精査し必要最少限度の人員とし節減に努める。

イ、旅費については、目的その効果をよく精査し支出基準を検討するほか、出張命令系統を改めること等により抑制する。

ウ、需用費については、不要不急な経費を整理し財政係で集中管理を行い節減に努める。

エ、委託料については、特殊な専門技術を要する事業を除き、今後充分精査し抑制する。

オ、その他の物件費についても、支出実態を検討し大巾な節減に努める。

(3) 補助費等に関する事項

ア、補助金、寄附金、負担金等については支出効果、受益度等を検討し、縮少整理に努める。

イ、その他の消費的経費は支出の根拠、内容効果を充分検討し縮少整理に努める。

(4) 投資的経費に関する事項

ア、投資的事業の規模の抑制を図る。

イ、国庫補助金が交付される事業を優先し、公債費負担の増嵩を招く事業は、原則として行わない。

ウ、単独事業は、原則として行わない。

エ、補助事業については、特定財源を的確に把握し財政余裕力の範囲内で執行し、歳入欠陥の防止に努める。

(5) その他の経費に関する事項

その他の経費については、その必要性を十分調査検討し抑制、節減に努める。

以上

『財政再建計画』を12月定例町議会で可決。

昨年12月25日の定例町議会で『金田町財政再建計画の承認申請』をはじめ特別雇の給与条例、町雇員の給与条例、手数料条例等の一部を改正する議案のほか、すべての議案が可決されました。

今回の改正の主なものは次のとおりです。

- (1) 特別雇（町長、助役、収入役）の調整手当（従来の13%）を57年1月1日から全額削減
- (2) 町雇員の給与表を国家公務員並みに改正する一方、諸手当についても国家公務員並みに57年4月1日から改められます。56年度においては昇給並びにベースアップを実施していないが、57年度においても昇給は実施しない。
- (3) 管理雇手当については従来10%を57年1月1日から7%に削減。
- (4) 雇員の超過勤務手当を現行6%を57年4月1日から3%に削減。
- (5) 雇員の退職勧奨実施要綱を制定し、雇員数の削減に努める。
- (6) 印鑑証明等窓口諸手数料を従来70円を57年1月1日から200円に改正されました。
手数料の改正にあたっては従来の手数料は過去数年間据置かれており、必要経費等も勘案し、また郡の統一見解をも配慮しながら財政再建の一つとして見直しの上、改正したものです。
- (7) 町営住宅使用料（家賃）の改正についても建設以来一度も実施していないので見直しの時期にきており国の基準等を充分考慮して適正な使用料に昭和57年4月から改正すべく現在検討しています。
- (8) 税の徴収率並びに同和地区住宅新築資金等貸付資金の回収率の向上には今一層努力を重ね、収入の確保に努めなければならないことは勿論のことです。
- (9) 扶助費（社会福祉関係、教育費関係で町が単独で実施している扶助費）は削減整理しなければなりません
- (10) 物件費（賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、備品費等）は大幅削減。
- (11) 補助費等（町単独負担金、助成金等）は57年度は更に大幅削減と厳しいものとなります。
- (12) 投資的事業は労働事業と同和対策事業の国庫補助対象分並びに鉱害復旧事業を主として一定枠の中で実施、その他の事業は過疎事業の経過措置分と国、県の受託事業にしぼり単独事業は実施出来ない。
尚、10年計画の中には高見地区の改良住宅計画は取り入れています。

以上が財政再建計画の内容のあらましでございますが、住民の皆様には何かと御迷惑をおかけ致しますが、何卒御理解と御協力を切に御願ひ申し上げます。

昭和57年1月

金田町長 大島陸雄